

日本小児血液・がん学会 「大谷賞」規約

令和 5 年 3 月 24 日制定

前文

大谷賞は、日本小児血液・がん学会の前身である日本小児血液研究会の設立（昭和 35 年）に尽力された大谷敏夫教授（広島大学医学部小児科）のご逝去に伴う寄付金により設立され、第 1 回の授与は昭和 57 年に行われた。基金は広島大学大学院医系科学研究科小児科学にて「大谷賞基金」として管理され、学会誌（平成 23 年までは日本小児血液学会雑誌、平成 24 年以降は日本小児血液・がん学会雑誌）に掲載された原著論文を対象に評議員と名誉会員による投票が行われ、それに基づいて理事会によって選考されてきた。

（設置）

第 1 条 日本小児血液・がん学会は、広島大学大学院医系科学研究科小児科学から委嘱を受け、「大谷賞」の選考・表彰を行う。

（目的）

第 2 条 小児血液・がん分野における秀でた学術研究を顕彰することで、会員の研究意欲を高め、わが国の小児血液・がん分野の学術の発展を図ることを目的とする。

（対象）

第 3 条 過去に本賞の受賞歴のない、学会誌に掲載された原著論文の筆頭著者に授与される。

2 毎年一回、二篇以下の論文に対して決定される。

（賞）

第 4 条 受賞者に対し、賞状と盾、および賞金を贈呈する。賞状・盾・賞金は大谷賞基金の援助による。

（対象期間）

第 5 条 前年 1 月 1 日から 12 月 31 日に学会誌に掲載された原著論文を選考対象とする。

（受賞者の選考）

第 6 条 受賞候補者の選考は、本学会学会賞等選考委員会が行う。

2 選考委員長は委員長が行う。

3 選考委員会は、評議員および名誉会員に投票用紙を郵送または電磁的方法で送付し、その投票結果を参考に候補論文の選考を行う。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は、選考委員会の議を経て、理事会が行う。

2 理事会は選考結果を広島大学大学院医系科学研究科小児科学に報告する。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞論文は学術集会時の臨時総会において発表され、表彰される。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は、理事会の議決による。

付則

この規約は令和5年3月24日から施行する。